

怖い遺言の実務

2021年4月18日

弁護士 坂井雄介

遺産は誰のもの？

〔民法第898条〕

相続人が数人あるときは、相続財産は、その**共有**に属する。

〔民法第899条〕

各共同相続人は、その**相続分に応じて**被相続人の**権利義務を承継**する。

遺産はどうやって分割するの？

〔民法第907条〕

第1項 共同相続人は、…(中略)…いつでも、その協議で、遺産の分割
をすることができる。

第2項 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は
協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭
裁判所に請求することができる。

遺産はどうやって分割するの？

- まずは相続人間で話し合ってください, という原則。
- 話し合うと, これまでの思いが噴出する。
- 感情の対立が生じる。

遺産分割にあたっての怖い話

「これまでの思い」とは・・・。

- 姉だけ可愛がられて、お金をかけてもらっていた。
- 兄にいじめられてきた。
- 父は、弟に住まわせるためにこの家を買ったのに、弟は結婚して、別の場所に家を買ってしまった。
- 私が両親の世話をしてきた。弟は手伝ってくれないばかりか、見舞いにすら来ない。

遺産分割にあたっての怖い話

「これまでの思い」とは…。

- 父の相続の時は、何も分からず、兄の準備した書類にハンコを押させられた。母の相続ではその手に乗らない。
- 実家に残って、実家のことをすべてやってきた。●●家を守ってきたのは自分だ。妹たちは結婚して出て行ったきり、何もしてくれなかった。
- 両親から頼まれて、実家の敷地(別棟)に夫婦で同居した。その後、父と一緒にローンを組んで二世帯住宅を建てたが、全額を私が支払った。父の名義が入っていても、全て私のものだ。

遺産分割にあたっての怖い話

「これまでの思い」とは・・・。

- 姉が同居するというから、母は住宅資金を援助したのに、結局、母を追い出してしまった。母親を蔑ろにした姉が遺留分を言うとは何だ。
- 母が亡くなった途端、兄から「実はお前のことが嫌いだった」と言われた。

遺産分割にあたっての怖い話

「感情の対立」が悪化すると...

- 互いに相手の言うことが信じられなくなる。
→故人の亡くなる前に、多額の現金の引出しがあるものなら、「おまえが使った」と言われてしまう。
- 親の面倒を見ていた場合には、寄与分を主張するようになる(相手よりも少しでも取り分を多くしようとする。)
→寄与分は簡単には認められないため、より強い不満を抱くようになる。

遺産分割にあたっての怖い話

令和元年度 遺産分割調停の新規受理件数(東京)

1,739件

(出典:令和元年度司法統計)

死亡数の1.72%(※)

※ 令和元年 東京都の死亡数(70歳以上) 101,047人

(出典:人口動態統計年報(確定数)令和元年)

遺言のすゝめ

相続人が遺産分割で争うリスクを減らすためには？

➤ 亡くなる人が生前に、遺産の分割について、意志を表明しておく。



遺言

遺言のすゝめ

遺言の種類

自筆証書遺言

公正証書遺言

自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言の作り方

- 遺言者が「遺言全文，日付及び氏名を自書し，これに印を押す」だけ。
「印」は実印でなくてもOK。
- 財産目録は自書でなくてもよい。＝パソコンで作成してもよい。

自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言のメリット

- 費用がかからない(たたき台を専門家に作ってもらった場合には, 別途費用が必要。)
- いつでも作成でき, 前の遺言の内容を変えることができる。

自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言のデメリット(専門家の助言がない場合を前提)

- 偽造される可能性がある。偽造が疑われて、争いになる可能性がある。
- 廃棄・隠匿される可能性がある。紛失してしまう可能性がある。
- 解釈が分かれる内容, 遺産を分けられないような内容, 執行が難しい内容など, 相続人間で争いかねない内容になる可能性がある。
- 遺言者が亡くなった後に家庭裁判所で検認する手間がかかる。

自筆証書遺言と公正証書遺言

公正証書遺言の作り方

- 証人2人の立会い
- 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授
- 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを読み聞かせ又は閲覧させる
- 遺言者と証人が署名捺印
- 公証人が署名捺印

自筆証書遺言と公正証書遺言

公正証書遺言のメリット

- 公証人が要件をチェックするので、要件面での有効・無効が問題にならない。
- 公証人が内容をチェックするので、意味不明な内容になることがほとんどない。
- 公証人が一応、遺言者の遺言能力をチェックするため、遺言能力面での有効・無効が問題になることがほとんどない。
- 公証人役場で保管され、偽造・変造・盗難・紛失のおそれがない。
- 検索システムがあって、遺言の有無が分かる。

自筆証書遺言と公正証書遺言

公正証書遺言のデメリット

- 手間と費用がかかる。
- 公証役場で作成する場合、プライバシーが保たれない(全文を読み上げるため、他人に内容を聞かれることがある。)。←自宅での作成も可能。

自筆証書遺言と公正証書遺言

要注目！遺言書保管制度

住所地 or 本籍地 or 不動産所在地の法務局が遺言書を保管してくれる制度。

法務局における遺言書の保管等に関する法律について

令和2年（2020年）7月10日施行

○自筆証書遺言に係る現状と課題

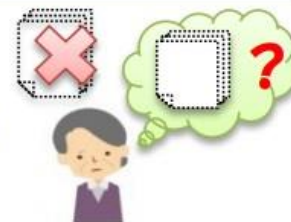
現 状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・ 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・ 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・ これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

公的機関（法務局）
で遺言書を保管する
制度を創設

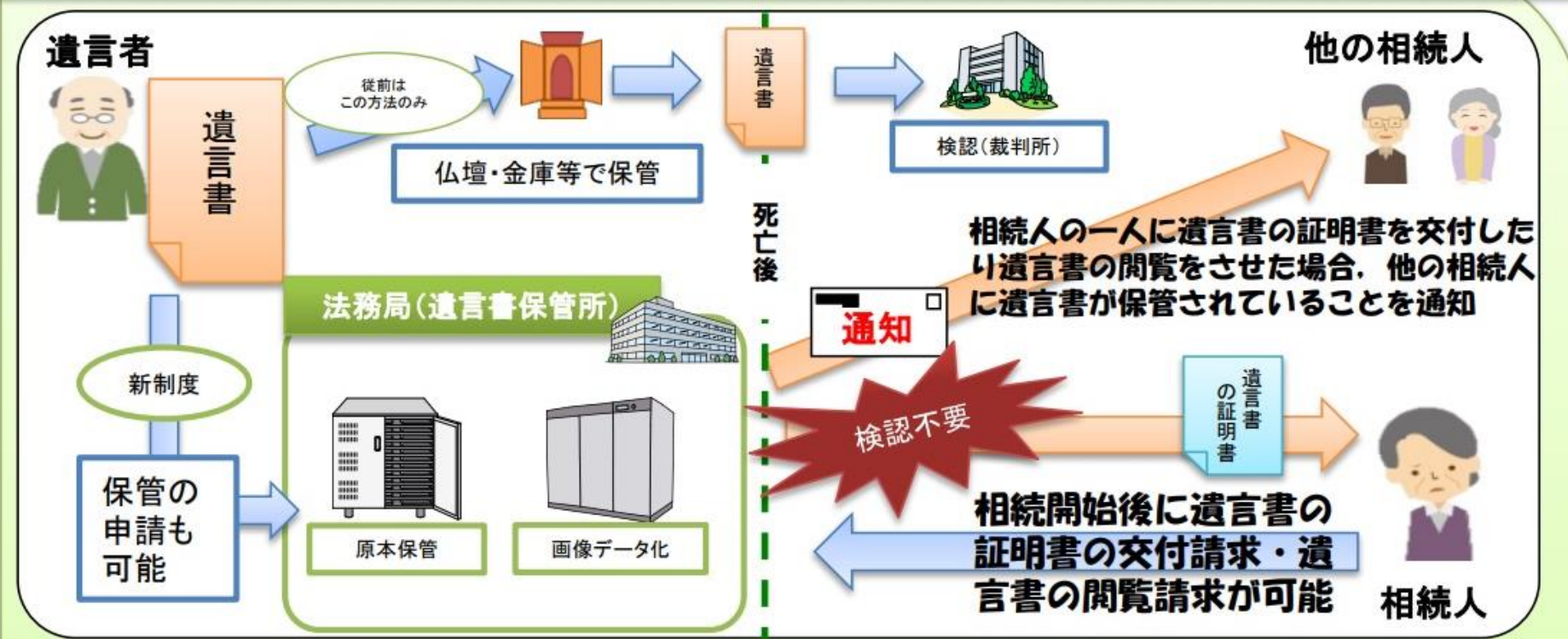


【法務局で保管する利点】

- ・ 全国一律のサービスを提供できる
- ・ プライバシーを確保できる
- ・ 相続登記の促進につなげることが可能



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



(引用元:法務省HP)

自筆証書遺言と公正証書遺言

使い分け基準

- 要件面や内容面で不備なく作りたいか。
- 遺言者の遺言能力に疑義はないか。
- 費用をかけないでやりたいか。
- 手続が煩雑でもよいか。 cf. 検認, 遺言書保管制度
- 偽造される可能性があってもよいか。 cf. 遺言書保管制度
- 廃棄・隠匿・紛失の可能性があってもよいか。 cf. 遺言書保管制度

自筆証書遺言と公正証書遺言

令和元年 遺言公正証書の作成件数(全国)

113,137件

平成22年 81,984件

平成26年 104,490件

平成30年 110,471件

(出典:日本公証人連合会ホームページ)

遺言には何を書く？

遺言の内容についての分類

- ① 遺贈
- ② 相続分の指定
- ③ 遺産分割方法の指定
- ④ その他

遺言には何を書く？

遺贈

➤ 相続人, 又は, 第三者に遺産を取得させる。

⇒ 包括遺贈 ①「遺産の全部をAに遺贈する」(全部包括遺贈)

②「遺産の全部をB, C, Dに各自●分の●の割合で遺贈する」(割合的包括遺贈)

※具体的な分け方については, 受遺者間で協議が必要。

⇒ 特定遺贈。「物件●をAに遺贈する」

遺言には何を書く？

包括遺贈と特定遺贈の違い、(第三者への遺贈を念頭に)

- 相続債務の負担の有無
- 放棄の方式

遺言には何を書く？

相続分の指定

➤ 相続人間の相続割合を変える。

⇒ 全部包括承継させる遺言。「遺産の全部をAに相続させる」、「Aの取得割合を10割とする」など。

⇒ 割合的承継させる遺言。「B, C, Dに各自●分の●の割合で相続させる」

※ 具体的な遺産の分け方については、相続人間で協議が必要。

遺言には何を書く？

遺産分割方法の指定

➤ 相続にあたって遺産の帰属先や遺産の処分方法について指定する。

⇒「物件●をAに相続させる」(特定財産承継遺言)

※物件●以外の遺産の分け方については、相続人間で遺産分割協議が必要。

c.f.「物件●をAに遺贈する」との違いは？

⇒「全物件を処分し、金銭を各自法定相続分の割合で分割せよ」

※遺産分割協議が必要。

遺言には何を書く？

その他

- 特別受益の持戻しを免除する。
- 認知する。
- 祭祀承継者を指定する。
- 遺言を撤回する。

...等々

※ 基本的に何でも書けるが、法的効力がないこともある。

遺言にあたっての怖い話

やっちゃいけない遺言

- 遺産分割協議をさせないようにするために遺言をしたのに、「その他一切の財産」の条項がない。

⇒この条項がないと遺産目録にない遺産(後から見つかったものや細かい動産など)について遺産分割協議が必要。

遺言にあたっての怖い話

やっちゃいけない遺言

➤ 不動産登記ができない不動産分割方法の指示

⇒例) 「建物の1階をAに, 2階をBに相続させる」(区分所有ではない建物について)

どんな内容にすればいいの？

やっちゃいけない遺言

➤ 割合的包括遺贈なのか, 特定遺贈なのか不明なもの

⇒例) 「下記財産をA, B, Cの3名に3分の1ずつ均等に遺贈する」
 («下記財産」が全ての財産と思われる場合に)「全財産」について3分の1ずつ包括的に取得する意味か, 「下記財産」について「3分の1ずつの共有」となるのか, 分かりづらい。

どんな内容にすればいいの？

やっちゃんいけなない遺言

- 事前説明なしに第三者に遺贈するケースで、放棄される可能性を考慮しないもの

⇒例) 「X財団に5000万円を遺贈する」とだけ書いて、「X財団が放棄した場合には～」ということを書かない。

遺言にあたっての怖い話

やっちゃいけない遺言

➤ 遺留分を侵害する内容は？

※ 遺留分とは、相続財産の内、被相続人の意思に反しても保障される一定割合の取り分

遺言にあたっての怖い話

遺言を作るにあたってやったほうがよいこと(私見)

- 推定相続人に対して、遺言を作ること、及び、その内容について、事前に説明しておく。
- 推定相続人の意見や希望を聞く。
- 遺留分を意識する(実際に遺留分を考慮した内容にするかは別)。
- 遺産目録はしっかりと作る。

遺言にあたっての怖い話

ロールプレイをやってみましょう！

ご清聴ありがとうございました。
